

質問事項

○国庫補助を受けて整備された一般廃棄物焼却施設の財産処分について

〔問題意識〕

補助金の交付目的を達成するという観点から、補助金により形成された財産の処分については一定の制限が設けられているところである。

しかしながら、少子高齢化の進展、人口減少、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、利用者がいなくなるなど有効活用されずにいる施設が存在している現状に鑑み、当会議としては、地域住民の利便性向上を図るため、地域の現状に合わせた施設の財産処分が行えるよう、現行制度の運用を見直す必要があるものと考えている。

貴省の補助金を受けて整備された一般廃棄物焼却施設（以下単に「焼却施設」という。）の財産処分に関しては、地方公共団体からの要望が高いこともあり、以上の問題意識に基づき、今般ヒアリングを実施することとしたものである。

〔質問〕

1. 焼却施設を市町村合併に伴い処分する場合には柔軟な運用をすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
2. 焼却施設の財産処分にあたり、地方公共団体の事務効率化を図る観点から、現行制度のマニュアルを作成すること等により、地方公共団体に対して制度の周知を図るべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
3. 焼却施設の財産処分にあたり、補助目的を達成した場合であっても施設評価額が解体費を上回る場合は国庫補助金の返還が必要となるが、その前段階で既に補助目的を達成していると評価している以上補助金返還を求める合理的理由はないものと考えられる。このような方向で現行制度を緩和することについて、貴省の見解を伺いたい。
4. 焼却施設の財産処分にあたり、補助目的達成の可否については加重平均耐用年数を経過したか否かによる運用が行われているが、例えば、国庫補助事業完了後5年を経過した場合は補助目的達成とするなど、更なる要件緩和をすることについて、貴省の見解を伺いたい。

以上